

4. 軽自動車税

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)の所有者に対して課税されます。

軽自動車税(種別割)を納める方(納税義務者)

毎年4月1日現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者です。なお、割賦(所有権留付)販売がなされている場合は、買主が所有者とみなされます。

注 軽自動車等を廃車・譲渡したときは届け出が必要です。届け出がないと従来の所有者に課税されることになります。また、市外に転出されるときなどにも届け出が必要です。

税率

原動機付自転車等		税率(税額)	
原動機付自転車 (原付バイク)	50cc(または0.6kw)以下のもの (屋根付三輪 ^{※1} および特定小型原動機付自転車 ^{※2} を含み、ミニカー ^{※3} を除く)	2,000円	
	二輪	50ccを超え、90cc以下のもの (または0.6kwを超え、0.8kw以下のもの)	2,000円
		90ccを超え、125cc以下のもの (または0.8kwを超え、1.0kw以下のもの)	2,400円
二輪の軽自動車	三輪以上	20ccを超え、50cc以下のもの(ミニカー ^{※3}) (または0.25kwを超え、0.6kw以下のもの)	3,700円
	二輪の小型自動車	125ccを超え、250cc以下のもの (ポータトレーラー等の被けん引車 ^{※4} を含む)	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他	5,900円	

※1 「屋根付三輪」は、三輪の原動機付自転車で、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5m以下のものをいいます。
 ※2 「特定小型原動機付自転車」は、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下のすべてに該当するものをいいます。
 ①原動機の定格出力が0.6kw以下であること
 ②長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
 ③最高速度が20km毎時以下であること
 ※3 「ミニカー」は、三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるものまたは輪距が0.5mを超えるものをいいます。
 なお、三輪以上の原動機付自転車で、上記※2の①～③の要件に該当するものは、「特定小型原動機付自転車」に区分されます。
 ※4 「ポータトレーラー等の被けん引車」は、長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下のものをいいます。

三輪以上の軽自動車	税率(税額)				
	旧税率	標準税率	重課税率 ^{※4} (経年車重課)	軽課税率 (グリーン化特例)	
三輪(660cc以下のもの)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 (経年車重課適用の車両を除く。)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 (グリーン化特例適用の車両を除く。)	最初の新規検査から13年を経過した車両 (電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車や被けん引車は、重課税率の対象外です。)	一定の基準に該当する車両は令和6年度の税率が軽減されます。	
四輪以上 (660cc以下のもの)	乗用車	営業用	3,100円	3,900円	4,600円
		自家用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物車	営業用	7,200円	10,800円	12,900円
		自家用	3,000円	3,800円	4,500円
6,000円					

※4 令和6年度に重課税率となるのは、初度検査年月が「平成23年3月」以前の車両です。

軽課税率(グリーン化特例)

一定の基準に該当する車両は、新規検査を受けた年度の翌年度課税分に限り、下表のとおり軽課税率が適用されます。

◆令和3年4月1日から令和8年3月31日(ガソリン車・ハイブリッド車の基準2については令和7年3月31日)までに最初の新規検査を受けたもの

軽自動車の種別	軽課税率(年額)				
	電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 ^{※5} (概ね75%軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車			
		基準1 ^{※6} (概ね50%軽減)	基準2 ^{※7} (概ね25%軽減)		
三輪のもの(総排気量660cc以下)	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)		
四輪以上 (総排気量660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※5 天然ガス軽自動車は平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限り、適用されます。
 ※6 乗用営業用
 ●平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
 ●令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
 ※7 乗用営業用
 ●平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★低排出ガス車)
 ●令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

申告

軽自動車等の所有者となった場合は15日以内に、市外へ転出したり、軽自動車等を廃車や譲渡(売却を含む。)などした場合は30日以内に、下記の場所で申告手続きをしてください。

車種	申告場所	申告の内容		必要なもの
		購入	転入	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課 軽自動車税係 (博多区役所9階)	登録	購入	販売店の証明(販売証明)
			転入	《前住所地で廃車の手続きが済んでいる場合》 廃車証明書又は車台番号が確認できるもの (自賠責保険証など) 《前住所地で廃車の手続きが済んでいない場合》 ナンバープレート・車台番号が確認できるもの (自賠責保険証など)
		名義変更 (譲渡)	譲渡証明書・車台番号が確認できるもの(自賠責保険証など)・ナンバープレート(他市町村ナンバーの所有者から名義変更する場合)	
		廃車(転出)	ナンバープレート・理由書(ナンバープレートを返納できない場合)	
		排気量の変更 (50cc・90ccの 境界をまたぐ)	ナンバープレート・改造証明・宣誓書	

- ◆ナンバープレートを取得するための手数料などはかかりません。
- ◆ミニカーを登録する場合は、上記必要なものに加え「側面が開放されていない車室を備えている」もしくは「輪距(左右のタイヤの中心間の距離)が50cmを超えている」ことが分かる写真やカタログ等の提出が必要です。

※原動機付自転車、小型特殊自動車の一部手続きについては、窓口に行かなくても、パソコンやスマートフォンで24時間手続きができます。

福岡市 原付バイク オンライン申請

以下の車両は下記の場所で申告手続きをしてください。手続き方法等の詳細につきましては、下記の申告場所へお問い合わせください。

車種	申告場所	
	軽自動車税(種別割)の申告	車検(廃車・名義変更・住所変更等)の手続き
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 所在地:福岡市東区みなと香椎4丁目3番16号 TEL:092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 所在地:福岡市東区みなと香椎4丁目3番37号 TEL:050-3816-1750
二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 所在地:福岡市東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 TEL:092-410-8090(福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局 所在地:福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL:050-5540-2078

- ※軽自動車税に関するお問い合わせ先は、資産課税課軽自動車税係になります。
- ※県外へ転出された方は、車種及び転出先の市区町村によって届出先が異なりますので、転出先の市区町村に届出先をお問い合わせください。

納税の方法

納期月	5月
-----	----

軽自動車税(種別割)は、資産課税課から送付した納税通知書(納付書)により5月末日(※)までに納めていただくことになります。(※)5月末日が土曜日または休日の場合は翌開庁日。

身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車等については、申請により税が減免される場合があります。ただし、減免を受けることができるのは、1人の身体障がい者等について自動車税(種別割)および軽自動車税(種別割)を通じて1台です。したがって、自動車税(種別割)で減免を受けた方は、軽自動車税(種別割)では減免を受けることができません。減免の適用については、障害の種別や等級、車両の所有者、使用状況などの一定の基準があります。

また、障害者総合支援法および児童福祉法に定める一定の施設等が本来の事業の用に使用する軽自動車等や、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方が所有する軽自動車等についても、申請により減免される場合があります。

詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 軽自動車税 減免

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税(環境性能割)は、三輪以上の軽自動車の取得に対して、市町村により課税される税です。ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。

詳しくは福岡県へお問い合わせください。(福岡県税務課:643-3067)

軽自動車税(環境性能割)を納める方(納税義務者)

三輪以上の軽自動車の取得者です。軽自動車を取得したときに、軽自動車の主たる定置場所在の都道府県に納税することになります。

税率

通常の取得価額に、下記の税率をかけます。(通常の取得価額が50万円以下の場合、課税されません。)

区分	税率	
燃費基準値の達成度に応じて決定 (新車・中古車問わず対象)	営業用	非課税、0.5%、1%、2%
	自家用	非課税、1%、2%

納税の方法

軽自動車の届出をするときに、申告書を提出し、納めます。

身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車については、申請により軽自動車税(環境性能割)が減免される場合があります。

軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)

令和5年1月から、新車購入時の軽自動車保有関係手続きがパソコンからオンラインで手続きできるようになりました。このサービスの開始により、車検の申請、各種手数料や国税の納付とあわせて、軽自動車税(種別割)の電子申告、軽自動車税(環境性能割)の電子申告・電子納付が可能となります。

※オンラインで手続きできるのは、三輪以上の「新車購入時」のみです。

※二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車は対象外です。

※スマートフォンやタブレットからの申請はできません。

詳しくは軽自動車OSSのホームページをご覧ください。

軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス

軽OSS 申請

検索 

お問い合わせ先: 軽自動車OSS専用ダイヤル 050-3364-0800

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用が開始され、市区町村が賦課徴収する軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。

このため、三輪以上の軽自動車は継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

注意事項

- 軽JNKSの対象は三輪以上の軽自動車です。
二輪の小型自動車(排気量250cc超)は、引き続き納税証明書の提示が必要です。
- 納付情報が軽JNKSに登録されるまでに相応の日数を要する場合があります。
納付後すぐに継続検査を受ける場合は、金融機関又はコンビニエンスストア等の窓口で納付し、これまでどおり納税証明書を持参してください。
- 以下の場合、これまでどおり納税証明書の提示が必要となる場合があります。
 - ・4/2以降に中古車を購入した場合
 - ・4/2以降に他の市区町村から引っ越してきた場合
 - ・対象車両に過去の未納がある場合